

パートナー便り (第18号)

発行：一般社団法人シニアパートナーズ
〒九八九-0273 宮城県柴田郡大河原町字西桜町
二番地一ランドマークビル204
電話：0224-8614334



ホームページが新しくなりました

シニアパートナーズのホームページが新しくなりました。多くの皆様の協力をいただきながら、一年近くの更新期間を経て、法人設立6周年を迎えた、7月25日に公開しております。この会報誌「パートナー便り」もWEB版で閲覧できるようになっているので、機会がありましたらご覧ください。



新聞で紹介されました



北鹿新聞記事より転載

7月6日(土) 秋田県大館市中央公民館で「精神障害当事者の家族と応援者の会」の勉強会の一環として、NPO法人ハートランドひまわり(湊屋和子理事長)が企画した「親なき後の備え方」が開催されました。この企画は初級・中級・上級応用編の3部構成となっており、シニアパートナーズがこれまで培ってきた「親なき後の具体例や対策」をお話させていただくものです。10月迄、当法人の代表理事、鈴木佳寿が講師を務めます。(希望者には初級編資料を無料配布いたします。送料別途必要。お申し込みは当法人まで)

僕らが成年後見人である理由

第六回

前回からの続き

Aさんの病状

担当医師(主治医)より、Aさんの病状について説明がありました。「後遺症として手足の痺痺はほとんど残らなかったものの、重度の失語症を患った」「人の話の内容を理解・判断し、返答することが難しい」「症状の完治は見込めないが言語のリハビリで、回復する可能性はある」ということです。しかし、これまで通り、一人暮らしをすることは困難であるとの見解から、病状が落ち着いたら、ここを退院し、リハビリのために転院が必要だということでした。そうなれば即、転院先を探さなければなりません。入院先のソーシャルワーカーさんや、地域包括支援センターのBさんが、懸命に近隣の病院にお願いをしてくれた結果、同じ郡内の病院に転院することが決まりました。もちろん転院するにも入院契約が必要で、身元引受人や緊急連絡先にならなければならない人を立てなければなりません。このときは成年後見人選任申立の準備中でしたので、シニアパートナーズとしては、正式な立場ではないけれども、選任されるまでの間、緊急連絡先として対応することを約束し、その他の現状を転院先の相談員の方に説明をしたら、快くAさんを引き受けてく

ださるということでした。

10月1日、脳梗塞を発症したAさんは、同月29日、別の病院に転院することになりました。

介護タクシーで揺られながら、Aさんは「家に帰れる」と想っていたのかもしれない。家とは逆方向に向かう道中の山々が、色づく晩秋のころでした。



成年後見申立

数日後、地域包括支援センターのBさんより連絡がありました。成年後見人選任の申立は、Aさんの実の弟さんが、申立人になってくれることになったとのことでした。良かった！これで、Aさんの成年後見申立ができることになりました。

唯一の家族である息子さんは連絡がつかない状況で、天涯孤独なのだ。Aさんは嘆いていたのに、何十年も会っていない弟さんが四親等以内の親族として、申立人になってくれたのです。

そして、地域包括支援センターの皆様にご協力をいただき、家庭裁判所に無事、申立ができるようになりました。もちろん、私たちシニアパートナーズは法人として、成年後見人候補者になっています。

私は法人の代表者として、これまでAさんと関わってきた経緯や、今後のAさんへの援助方針等を家庭裁判所に報告し、後は審判を待つことになりました。(次号につづく)

独り言「私の文字」

私には「字」に悩みがあります。とにかく字が汚いのです。丁寧に書いても皆さんの走り書き程度(笑)

走り書き程度なのに筆圧最強！少し字を書くとき中指と人差し指にペンだこがよるほど負担がかかります。

「文字」の美しさや丁寧さは日々の研鑽ですが筆圧なら力加減でどうにかなるかと思いきや、なかなかどうして：そんな時「筆圧強い」なるものを目にしました。

その占いには集約すると筆圧強め：エネルギーッシュではあるが神経質で頑固

筆圧弱め：自己主張は控え目で協調性があり社交的。とありました。うーん頑固か・・・皆さんはどうですか？

筆圧を弱く出来れば頑固な性格を柔らかくすることが出来るでしょうか。

力を抜くって何気に難しいですね。(Y)(加茂)



編集後記

今号の会報誌は、発行日の誕生日である「ゆうぜんぎく」と命名しました。この花言葉がなんと「面白い」のです。

「若者に負けぬ元気」「老いてもお元気」

シニア世代の皆様を応援しているかのように力強く、至る所で咲いているのだと思うと、気持ちを和やかにしてくれそうです。



お知らせ・・・今号の裏面は「相続法改正特集」として、皆様お馴染みの、柏村隆幸先生による、相続法改正のポイント等、旬な話題を分かりやすく解説いただいたものを掲載させていただきます。(カラー魚拓はお休みです)

相続法改正特集 (1)

民法(相続)の改正(1) ～自筆の遺言書について

平成30年7月、民法の一部が改正されました。相続の分野における大きな改正ですが、何回かに分けてそのあらましをご紹介します。

第1回目は、自筆証書遺言(じひつしようしよゆいごん)遺言者本人が自分で遺言書を書いて遺言する方法のことです)のやり方が少し緩和されたということ及び自筆証書遺言を法務局で保管してもらえるようになった、ということについて説明します。

(1) まず、自筆証書遺言をする場合、これまで(改正法が施行されるまでは)、遺言しようとする人(遺言者)は、遺言書の全文を自分で書き(筆記用具は、万年筆でもボールペンでも毛筆でも構いません)、日付・氏名を自分で書き、これに押印する必要があるとありました。ワープロやパソコンを使って遺言書を作成することは一切できなかったのです。今回の改正により、自筆証書遺言をする場合、遺言書の本文は自分で書かなければなりません。が、本文に財産目録(遺言者が持っている不動産や預貯金・株式・国債など、遺産の内訳を記載した文書のことです)を添付する場合は、その目録をいちいち自分で書く必要はなくなりました。つまり、財産目録だけはワープロやパソコンで作ることができるようになったのです。遺言書の本文は自分で書かなければならないので、大幅な緩和とはいえないじやないか、という人もいるかもしれませんね。でも、土地や建物などの不動産をたくさん持っている人の場合、不動産の所在地や地番、面積など細かな項目を一つ一つ自書する必要がなくなりましたので、手間が省けることになりました。しかも、不動産登記事項証明書(いわゆる登記簿謄本)を財産目録として遺言書本文に添付することができ、預貯金については、預貯金通帳のコピーを財産目録として遺言書本文に添付することもできるようになりました。遺言者が自分でワープロなど

を使って財産目録を作る必要もなくなったのです。労力は相当軽くなると思います。ただ、遺言書本文に財産目録を添付する場合は、財産目録のページごとに遺言者が署名・押印する必要がありますので注意してください。

この自筆証書遺言のやり方の緩和は、2019年1月13日から改正法が施行されていますので、すぐにも利用できます。

(2) 次は、今回の改正で新設された、自筆証書遺言の保管制度についてです。この制度を利用すれば、遺言者は、自分で作成した遺言書を遺言者の住所地又は本籍地又は所有不動産の所在地を管轄する法務局(この法務局のことを、「遺言書保管所」といいます)で保管してもらえようになります。

その手続きですが、遺言者は、自ら遺言書保管所に出向いて自筆証書遺言の保管を申請しなければなりません。必ず自分で出向く必要があります。申請書の様式は決められていますので、申請書に所定の事項を記載し、自筆証書遺言(自分で書いた遺言書)と一緒に提出します。自筆証書遺言は、遺言書保管所に画像データとして保管・管理されることになり、糊付けなどしないで(封筒に入れた上)提出する必要があります。

申請手続きが終わり、保管が開始されると、以後、遺言者はいつでも自分の遺言書の閲覧を請求することができます。この場合も、自ら法務局まで出向く必要があります。遺言者が生存している間、閲覧できるのは遺言者だけです。それ以外の者は、閲覧はもちろん、遺言書が保管されているかどうかも知ることはできません。なお、保管してもらった後でも、所定の手続きをすれば、保管を取りやめてもらうことができます。

遺言者が死亡した後においては、残された相続人などの関係者は、所定の手続きを踏めば、法務局(遺言書保管所)に対し、亡くなった人が遺言書



の保管を申請しているか否かを問い合わせることが出来ます。また、遺言書の画像データを閲覧することにより遺言書の内容を知ることができ、さらに保管されている遺言書の画像データなどの交付を請求することもできます。

民法(相続)の改正(2) ～配偶者居住権の新設

(1) 今回の改正で、配偶者居住権という権利が新しく認められました。この配偶者居住権というのは、夫婦の一方が死亡したときに、その死亡した人(つまり被相続人)が所有していた建物に、残された配偶者が住み続けることができる権利です。残された配偶者の暮らしを保護するために設けられた権利といえます。なお、配偶者というのは、法律上被相続人と婚姻していた者という意味ですので、内縁の配偶者は含まれません。

配偶者居住権が認められるための要件は、大きく三つほどあり、①建物が被相続人の遺産に含まれていること(つまり、被相続人が死亡した時点で、その建物を被相続人が所有していたこと)、②当該建物に相続開始の時点で配偶者が居住していたこと(被相続人が死亡した時点で、配偶者が一時的に病院に入院するなどしていて自宅建物から離れていたとしても、一時的なものである限り「居住していた」といえます)、③被相続人死亡後の遺産分割協議で、配偶者が配偶者居住権を取得する旨決めたこと、又は被相続人が配偶者に配偶者居住権を与えるという内容の遺言をしたことです。

具体的な例でいいますと、亡くなった夫の持ち家に、夫が死んだ時点で妻が居住していたとします。この場合、妻は、亡夫との間の子供など他の相続人を交えて行われる遺産分割の話し合い(この話し

合いのことを「遺産分割協議」といいます)の結果、妻に配偶者居住権を取得させるという話で話がまとまるか、又は夫が生前に遺言書(自筆で書いたものであっても、公正証書による遺言であってもかまいません)を作成しており、その遺言書の中で妻に配偶者居住権を取得させると書いていた場合に、配偶者居住権を取得することになります。配偶者居住権が認められると、妻は、それまで居住していた建物に無償で(つまり、ただで)

住み続ける権利を取得します。遺産分割協議や被相続人の遺言により、妻以外の相続人がその建物を相続することになった場合でも(つまり、妻以外の相続人がその建物の所有権を取得した場合であっても)、妻は建物に住み続けることができるわけです。また、妻は、建物の使用に必要な限度で、その敷地も利用することができます。住み続けることができる期間は、原則として、妻が死ぬまでの期間ですが、遺産分割協議又は遺産分割に関与した裁判所が決めた期間があればその期間により、また、夫が遺言の中で特

に期間を定めていたときは、その期間ということになります。なお、妻は、期間満了まで建物にただで住み続けることができますが、その間に建物が傷んで修繕する必要がある場合には、妻は通常の修繕費を自分で払う必要がありますし、建物やその敷地の固定資産税も妻が負担しなければなりません。この配偶者居住権は法務局で登記することができます。ただし、この権利を他の人に譲渡することはできません。

(2) もし、死亡した配偶者が遺言を残しておらず、しかも相続人間で遺産分割協議もなかなかまとまらないため、残された配偶者が配偶者居住権を取得できなかった場合でも、残された配偶者には配偶者短期居住権という権利が認められることになりました。この権利も今回の改正で新設されたものです。残された配偶者は、被相続人の死亡後、それまで住んできた建物を相続できなかった場合であっても、直ちに住み慣れた家から追い出されるような事態を回避することができることとなります。「短期」ですから、配偶者居住権のように死ぬまでずっと住み

続けることはできませんが、ある程度の期間は住み続けることができます。その期間はケースによって異なりますが、残された配偶者が建物について共有持分を有している場合(例えば、亡夫が遺言を遺しておらず、妻と子供らで亡夫の遺産を法定相続することになった場合、妻の法定相続分は2分の1なので、妻は建物についても2分の1の共有持分を持つこととなりますね)は、配偶者短期居住権は、原則として相続開始時点(つまり、夫の死亡時点)から、建物について遺産分割協議が成立した時点まで(話し合いによる分割協議が成立しなかったときは、家庭裁判所での調停あるいは審判の確定時まで)、ということになります。また、残された配偶者が建物について共有持分を有していない場合(例えば、亡夫が遺言で妻以外の者に建物をあげてしまった場合)は、相続開始時点に発生した配偶者短期居住権は、建物取得者(建物所有者)が妻に対し「建物から出て行ってくれ」などと申入れをしてから6か月が経過した日まで、ということになります。

この配偶者居住権(配偶者短期居住権)に関する規定は、2020年4月1日から施行されることになっています。

期間は住み続けることができます。その期間はケースによって異なりますが、残された配偶者が建物について共有持分を有している場合(例えば、亡夫が遺言を遺しておらず、妻と子供らで亡夫の遺産を法定相続することになった場合、妻の法定相続分は2分の1なので、妻は建物についても2分の1の共有持分を持つこととなりますね)は、配偶者短期居住権は、原則として相続開始時点(つまり、夫の死亡時点)から、建物について遺産分割協議が成立した時点まで(話し合いによる分割協議が成立しなかったときは、家庭裁判所での調停あるいは審判の確定時まで)、ということになります。また、残された配偶者が建物について共有持分を有していない場合(例えば、亡夫が遺言で妻以外の者に建物をあげてしまった場合)は、相続開始時点に発生した配偶者短期居住権は、建物取得者(建物所有者)が妻に対し「建物から出て行ってくれ」などと申入れをしてから6か月が経過した日まで、ということになります。

この配偶者居住権(配偶者短期居住権)に関する規定は、2020年4月1日から施行されることになっています。

公証人 柏村隆幸先生の人生航路

◆昭和56年に東京地検検事として30有余年にわたる検察官人生をスタートし、途中、裁判所(3年)、国税庁(2年)などに出向。平成23年に退官し、同年8月から公証人として再スタート。アユ釣り、溪流釣りを趣味とするかたわら、平成19年から、カラー魚拓の第一人者である(故)中西洋先生(当時、横浜市在住)に師事してカラー魚拓の制作を始める。以後、家族の冷たい視線を跳ね返しつつ、釣り及び魚拓の制作に精進している。



写真 公証人 柏村隆幸先生



相続法改正特集 (2)

民法(相続)の改正(3)

相続分を計算する際の配偶者保護

今回の改正により、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で相続が発生した場合、残された配偶者の相続財産が従来よりも手厚く保護される規定が新たに設けられました。長年連れ添った配偶者による遺産形成への貢献度を考慮して、残された配偶者が実際に手にする財産を増やし、その労に報いるための改正です。

配偶者が手にする財産を増やす最も手取り早い方法は、配偶者の法定相続分を増やすことですね。例えば、夫婦と子供一人の家族では、配偶者の法定相続分は2分の1と定められていますが、民法を改正して、3分の2とか4分の3としてしまえば簡単に増やせます。しかし、今回の改正は、そこまでは(つまり、法定相続分の割合を増やすというところまでは)行きませんでした。何を改正したかというと、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に対し、居住用不動産(居住用の建物又はその敷地のことです)を生前贈与(つまり、自分が生きているうちに贈与契約を結んで譲ること)又は遺贈(生前の贈与契約により譲るのではなく、遺言により自分が死んだ時点で譲ること)したときは、当該贈与又は遺贈により譲った居住用不動産については、死亡した配偶者の遺産を分割する過程において、残された配偶者の取り分を減らすような計算をしないでほしいという意思表示を死亡配偶者がしたものと推定する、という規定を新たに設けたのです。何やら、分かりにくい話で恐縮です。大学で法律を勉強している人でも、すんなり理解できる人はあまりいないの



ではないかと思えます。もう少し具体的に説明しますので、我慢して読んでください。

現行法によると、配偶者の

法定相続分は、夫婦の婚姻期間に関係なく、一律に定められています。夫婦と子供一人の家族の場合で、夫が亡くなり、自宅(評価額は1000万円)と預貯金(2000万円)が遺産として残されたとします(遺産総額は3000万円です)。夫の遺産を妻と子供で法定相続分に従って分けるとすると、配偶者の相続分は2分の1、子供の相続分も2分の1ですから、妻の取り分は1500万円、子供の取り分も1500万円ということになりますね。資産を増やすために夫婦で長年苦勞し、妻に内助の功があったとしても、何ら考慮されません。その後の遺産分割の話し合いの場で、残された妻が住まいを確保するために自宅を相続したいと申し出て、妻が自宅を取得したとすると、自宅の評価額は1000万円です。妻は預貯金については2000万円のうち500万円しかもちょうど確保できても、現金を500万円しか手にできないのでは今の生活費として十分とはいえませんね。



従来は、こうした事態を回避しようとしてれば、亡夫が生前、自宅を妻に贈与しておくか、又は自宅は妻に相続させるという内容の遺言をすることも、併せて、相続分を計算するときその自宅については遺産の範囲から除外する旨の意思を明確に表明しておく必要があります。このような意思表示(業界用語では、「持戻し免除(もちもどしめんじょ)の意思表示」といいます)をしておけば、1000万円相当の自宅は、夫の遺産から除外されます。除外される、という意味ですが、夫の遺産は預貯金の2000万円だけと考えると計算するということができます。つまり、妻と子供で預貯金2000万円を法定相続分で相続する、

と考えて計算するわけです。そうすると妻と子供は2000万円について2分の1ずつ相続しますから、1000万円ずつ相続することになり、妻は自宅をもらえる上、老後の生活費として現金1000万円を手にすることができるようになります。

従来、被相続人が持戻し免除の意思表示をしなかった場合、このような計算をすることはできませんでしたが、今回の改正により、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に対し、居住用不動産を遺贈又は贈与した場合は、当該被相続人は持戻し免除の意思表示をしたものと推定する、という規定が設けられました。つまり、特段の意思表示がなくても、残された配偶者が他の相続人よりも多くの財産を手にすることができるよう配慮がなされたのです。

この新しい規定は、2019年7月1日から施行されています。

民法(相続)の改正(4)

遺産分割前の預貯金の払戻し制度

今回の改正により、相続人が複数いる場合(この複数の相続人のことを「共同相続人」といいます)、共同相続人の間で遺産分割の協議を行い、協議内容に沿って遺産(預貯金)が分割される前であっても、一定の金額の範囲内であれば一部の相続人が単独で被相続人の預貯金を下せることが法律の条文で明確に定められました。

その経緯を説明します。まず、従来、死亡した被相続人が保有していた預貯金は、共同相続人の間において、相続開始の時点で当然に法定相続分に従って分割される、とされてきました。「さて、いま



ましたが、民法の条文ではつきりと定められていたわけではなく、最高裁判所の判例でそのように解釈されていたのです。例えば、夫婦と子供2人の家族で、夫が死亡し、遺産として夫名義の預貯金合計1800万円が残されたとします。夫が生前、遺言書を作っていない場合、従来判例によれば、この1800万円の預貯金は、夫が死亡した瞬間に、妻が900万円(妻の法定相続分は遺産の2分の1ですからね)、子は一人当たり450万円ずつ(子の法定相続分も2分の1であり、一人当たりでは4分の1になりますね)取得することになります。「当然に法定相続分に従って分割される」という部分ですが、妻は特別なことは何もしなくても(母子間で分割協議などをしなくても)、法定相続分の預貯金をもらえる、といえます。

妻や子は、夫(父親)が死亡したこと及び自分はその夫(父親)の相続人であることを金融機関の窓口で証明すれば、法定相続分の預貯金を下せることができました。



ところが、平成28年12月19日に出た最高裁判所大法廷の新しい判断により、従来判例が変更されました。新しい判断というのは、共同相続された預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に依って分割されるのではなく、遺産分割の対象になる、というものです。従来は、預貯金は当然に法定相続分に応じて分割されるとされてきましたが、新たな判断では、分割されることはない、とされたのです。つまり、共同相続人の間で遺産分割の話し合いをする必要があり、話がまとまるまでは共同相続人の一人一人は勝手に預貯金を下すことができなくなりました。金融機関の窓口に行き、「自分の法定相続分だけでも下したい」と申し入れても、窓口の係員は預金の引き出しに応じてはくれませんでした。

そうすると、突然夫が亡くなり、妻が当座の葬儀費用を夫名義の預貯金から下ろそうとしても、下せなくなってしまう、遺族は大変困りますね。そこで、今回の改正で、一定の範囲内であれば遺族が預貯金を下せるように新たな規定を設けたのです。新設された規定によれば、各共同相続人は、遺産に属する預貯金のうち、相続開始時の預貯金総額の3分の1に、当該相続人の法定相続分を乗じた額の範囲内であれば下せることになりました。ただし、別途、上限額が決められているので注意してください。その上限額というのは、一つの金融機関において150万円です。前記の例でいうと、妻は原則として450万円(1800万円×3分の1×2分の1)を下せることになりましたが、上限が150万円なので、結局150万円が下せる最高額ということになります。この新しい規定は、2019年7月1日から施行されています。

なお、これまでの説明は、被相続人が遺言書を作っていない場合のことです。被相続人が生前、遺言書(自筆証書遺言でも公正証書遺言でも構いません)を作っており、その中で預貯金を誰に、いくら(あるいはいくらの割合で)相続させるかを指定していれば、遺族間で改めて遺産分割協議をする必要はなく、預貯金は被相続人が指定したとおりに分けられることとなります。つまり、妻や子供は、夫(父親)が死亡した瞬間に、遺言書で指定された金額、あるいは指定された割合どおりに預貯金を相続することになります。つまり、遺言書を持って預貯金口座のある金融機関の窓口に行けば、各自が相続した預貯金を窓口で下すことができるわけです。その意味で、遺言書を作っておくメリットは大きいですね。



相続法改正特集(3)

民法(相続)の改正(5) 遺留分に関する規定の改正

遺留分に関しては以前に紹介しましたが、今回の改正で遺留分の法的性質が変更され、また遺留分の範囲も見直されました。少し専門的な話になりますが、我慢して読んでください。

(一) まず、「法律的な性質が変更された」という点ですが、従来、遺留分という権利は、「遺留分減殺請求権(いりゆうぶんげんさいせいきゅうけん)」と呼ばれ、民法で認められた遺留分相当額の遺産をもらえなかった相続人(「遺留分権利者」といいます。ただし、相続人といってもすべての相続人ではなく、遺留分の権利が認められている相続人、つまり亡くなった人の配偶者、子(孫)、親に限定され、兄弟姉妹や甥・姪は含まれません)は、遺留分を超えてたぐさんの遺産をもらった相続人に対してこの遺留分減殺請求権を行使することができ、この権利が行使されると、たぐさんもらった相続人の取り分は、遺留分を侵害する範囲において当然に減ることになってしまふのです(遺留分権利者の側からすると、遺留分が侵害されていると認められる範囲で、もらえなかった遺産が復活することになります)。「当然に」というところがミソです。有無を言わず認められてしまうのです。それだけ強力な権利といえることができます。この有無を言わずに認められてしまう状態のことを、法律的に(業界用語で)「いつい」「物権的(ぶつけんてき)効果」あるいは「物権的効力」が認められる、と言います。例えば、相続人



である二人の子供を残して亡くなった父親が、所有していた高額な土地について、「自分の面倒を献身的に見てくれた長男に全部相続させる」という遺言を残したとします。一方、父親を顧みずに放蕩三昧の生活をしていた二男は、まったく遺産をもらえなかったとします。この場合、二男には被相続人の子として遺留分の権利がありますから、自分の遺留分が侵害されたとして長男に対し遺留分減殺請求権を行使することができます。

この場合の二男の遺留分は、遺産の4分の1ですので、二男が遺留分減殺請求権を行使すると当該土地の所有権の4分の1にあたる共有持分権(きょうゆうちぶんけん)を取得します。つまり、当該土地は、長男が持分4分の3、二男が持分4分の1をそれぞれ有する、共有状態になります。そうなるのと、長男としては、せっかく当該土地をもらったのに、自由に活用したり、処分したりすることが難しくなりますね。このように、孝行息子が、親不孝な息子の権利行使のために困った状態におかれるようなことを避けるために、今回の改正により、遺留分減殺請求権の性質について、物権的効力を有する権利ではなく、債権的な効力しか持たない権利(一般的な金銭債権といっぴよいでしよう)に変更したわけですね。呼び方も、「遺留分減殺請求権」ではなく、「遺留分侵害請求権(いりゆうぶんしんがいせいきゅうけん)」と変わりました。権利の性質が変更さ

れたことにより、前述の土地については、長男と二男の共有状態になることではなく、二男は長男に対し、自分の遺留分が侵害されている限度において、その分の金銭を請求することが認められるだけになりました。長男は、お金を払えば、土地を自由に活用することが可能になったのです。

(2) 次に、遺留分の範囲が見直されたことにより、遺留分権利者の最終的な取り分が従来よりも少なくなりました。最終的な取り分が具体的にいくらになるかという計算(最終的な遺留分侵害額の計算方法)を説明するのは結構難しいのですが、計算の元になる遺産には、被相続人が死亡した時点において有していた財産だけではなく、相続開始(つまり、死亡した時点)の1年前までに相続人以外の者に贈与(生前贈与)した財産も加算されます。また、相続開始の前になされた共同相続人に対する一定の贈与(生前贈与)財産も加算されることになっています。従来は、この共同相続人に対する一定の生前贈与については、時期に制限はなく、相続開始前10年以内になされたものであっても、20年以内になされたものであっても(あるいはもっと以前であつても)、相続開始時点の財産に加算して遺産総額を認定(計算)していたのです。遺留分の計算の元になる遺産総額が増えれば(つまり、分母が増えれば)、それだけ遺留分侵害額も増えますね。今回の改正では、これまでは無制限であった共同相続人に対する生前贈

与の時期が、相続開始前の10年間になされたものに限定されたのです。つまり、遺留分の計算の元になる遺産総額がその分減ることになったのです。分母が減りますので、遺留分侵害額も減ることになります。その結果、遺留分権利者の最終的な取り分も減ることになりました。

一方、最終的な遺留分侵害額を計算する過程においては、遺留分権利者自身が被相続人から生前に贈与された一定の財産についてその金額を差し引くことになっています。そして、この計算の過程でマイナスされる共同相続人に対する一定の生前贈与についても、その贈与がなされた時期について制限はありませんでした。遺留分権利者が被相続人から一定の生前贈与を受けていた場合、その時期が相続開始前10年以内であっても、20年以内であっても(あるいはもっと以前であっても)、その金額を差し引いて最終的な遺留分侵害額を導き出すことになっているのです。前述の例でいえば、親不孝の二男が相続開始前に事業資金として100万円を父親から贈与してもらっていた場合、その時期が10年前であっても、20年前であっても(あるいはもっと以前であっても)、この100万円は二男の遺留分の取り分から差し引かれることとなります。そして、この点は、今回の改正でも変更されず維持されたのです。

今回も魚にまつわる話で恐縮ですが、皆さんは川魚にも自分の家(棲み家)があることをご存じですか?今から十数年前のことです。当時、私は仙台市内の官舎に住んでおり、仙台二高と県立美術館の間の道を通って広瀬川に出て、少し上流に行ったところによく釣りをしていました。そのあたりは深い淵になっていて、いかにも大物が潜んでいると思われました。6月に入ってすぐの早朝、いつものように自転車をこいでその淵に向かいました。何十回も同じ流れに餌を流していると、急に目印が止まり、合わせをくるとハリが川底のゴミにでも引っかかった様な手応えがありました。しかし、掛かったのは「ゴミ」ではなく、大きな魚でした。竿を立てて引っ張っても、いうことを聞いてくれず、魚は右に左に自由に泳ぎ回ります。そしてついに糸を切られてしまいました。私の闘志に火が付きました。帰宅後、太い糸で仕掛けを作り直し、翌朝、同じ淵でリベンジに挑んだのです。川の中から一時間くらい何の反応もありませんでしたが、しつこく餌を流していると、目印に微妙な変化があり、反射的に合わせると前日と同じような感覚が手に伝わりました。今度は安心して魚とやりとりができました。少し下流まで魚を泳がせてゆき、タモにすくい取りました。四〇センチを超える大きなニジマスでした。口の中を見ると、短い糸と目印、ハリが付いていたので、よく見ると前日に私が切られた仕掛けでした。このニジマスは、きっとその淵を棲み家としていたのでしょうね。

柏村先生の「ちよつと一息」

